

平成27年度 行政書士試験 解答速報

2015年 11月30日 (月) 13 : 00 第2版

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
1	4	1	4	5	3	3	2	5	1
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
1	5	2	4	1	1 ✖	5	3	2	4
問題21	問題22	問題23	問題24	問題25	問題26	問題27	問題28	問題29	問題30
3	2	5	3	4	2	4	5	1	2
問題31	問題32	問題33	問題34	問題35	問題36	問題37	問題38	問題39	問題40
4	5	3	5	2	3	1	3	2	5

問題 41	ア	1 9
	イ	1 3
	ウ	1 5
	エ	4

問題 42	ア	9
	イ	1 3
	ウ	1 7
	エ	7

問題 43	ア	1 3
	イ	1 9
	ウ	3
	エ	4

問題47	問題48	問題49	問題50	問題51	問題52	問題53	問題54	問題55	問題56
3	3	1	1	4	2	4	2	5	5
問題57	問題58	問題59	問題60						
3	4	4	2						

※この内容につきましては将来予告なしに変更する場合がございますので予めご了承ください。

※問題 16 の予想解答を「4」から「1」に変更しております。変更の理由につきましては、下述をご覧ください。

※この内容はTAC独自の見解に基づき、情報を提供するもので、本試験の結果等につきましては一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

※本解答速報の著作権はTAC（株）に帰属します。許可なく転用・転載を禁じます。

【問題 44】 40字

被	告	は	Y	県	で	あ	り	、	裁	決	固	有	の	瑕
疵	の	み	の	主	張	が	許	さ	れ	、	こ	の	原	則
を	原	処	分	主	義	と	呼	ぶ	。					

【問題 45】 35字

他	主	占	有	者	が	、	新	た	な	権	原	に	よ	り
更	に	所	有	の	意	思	を	も	っ	て	占	有	を	始
め	た	場	合	。										

【問題 46】 45字

A	は	C	又	は	B	を	相	手	と	し	て	、	A	が
C	の	出	生	を	知	っ	た	時	か	ら	1	年	以	内
に	、	嫡	出	否	認	の	訴	え	を	提	起	す	る	。

※この内容につきましては将来予告なしに変更する場合がございますので予めご了承ください。

※この内容はTAC独自の見解に基づき、情報を提供するもので、本試験の結果等につきましては一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

※解答速報の著作権はTAC（株）に帰属します。許可なく転用・転載を禁じます。

問題16の正解番号の変更について

1. 問題16の正解番号の変更

問題16の予想解答を、「4」から「1」に変更いたします。

2. 正解番号変更の理由

問題16 肢1が正解となる理由について

1 事情判決は、処分取消しの請求を棄却する判決であるが、その判決理由において、処分が違法であることが宣言される。

＜設問前半部分について＞

事情判決について規定した行政事件訴訟法31条1項前段によれば、事情判決は、処分取消しの請求を棄却する判決ですので妥当です。

＜設問後半部分について＞

「その判決理由において、処分が違法であることが宣言される。」について、行政事件訴訟法31条1項後段では、「判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。」とされています。違法の宣言を「判決主文」ではなく、「判決理由」ですとしている点で、当初の予想解答では誤りとしていました。しかし、この条文は、「処分の違法」が「主文で宣言される」ことを規定するのみで、「判決理由で宣言される」ことが妥当でないと判断する根拠にはなりません。

この点について、過去の行政書士試験をひも解いてみますと、以下のような問題が、妥当なものを答える問題の正解肢として（妥当な肢として）出題されています。

平成20年の問題18肢2

2. 事情判決においては、処分が違法であることが、判決の理由の中だけでなく、その主文においても宣言される。

この肢は、言い換えれば、「処分の違法は、判決の理由と主文で宣言される。」という意味の文章になります。これが妥当な肢として出題されているわけです。

これが妥当な肢として出題されているにもかかわらず、本年問題16の肢1の「判決理由において、処分が違法であることが宣言される。」という記述を妥当でない肢としてしまうと、平成20年の問題18に正解がないことになってしまい、過去の出題との整合性が取れなくなります。したがって、本年の問題16肢1は妥当な肢ということになります。

なお、判決理由で、処分の違法が「宣言される。」という表現に、若干の違和感を感じますが、この点は、上記の過去問との整合性に鑑みれば、この表現をもって、「妥当でない」と判断するのは難しいと考えます。

問題16 肢4が妥当でない肢とする理由について

4 事情判決に関する規定は、民衆訴訟に明文では準用されていないが、その一種である選挙の無効訴訟において、これと同様の判決がなされた例がある。

《本肢の前半部分について》

事情判決に関する規定が民衆訴訟に準用されるかに関し、以下の条文があります。

(行政事件訴訟法43条1項)

民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第9条及び第10条第1項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

つまり、「民衆訴訟の中で処分又は裁決の取消しを求めるもの」については、事情判決に関する31条が明文で準用されています（当初の予想解答では、前半部分の民衆訴訟を「選挙の無効訴訟」に限った記述として、妥当と判断していました。）。したがって、この点で明らかに本肢は誤っており妥当でない記述ということになります。

《本肢後半部分について》

なお、「民衆訴訟」のうち、「選挙の無効訴訟」については、以下の条文があります。

（行政事件訴訟法 43 条 2 項）

民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、第 36 条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。

「民衆訴訟」で「処分又は裁決の無効の確認を求めるもの」については、第 36 条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定が準用され、無効等確認の訴えに取消訴訟の規定が適用されるかについては、38 条 1 項・3 項が規定しています。

（行政事件訴訟法 38 条）

1 項 第 11 条から第 13 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条から第 23 条まで、第 24 条、第 33 条及び第 35 条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

3 項 第 23 条の 2、第 25 条から第 29 条まで及び第 32 条第 2 項の規定は、無効等確認の訴えについて準用する。

つまり、「民衆訴訟の一種である選挙の無効訴訟」については、「無効等確認の訴え」の規定が準用されますが、無効等確認の訴えでは、事情判決に関する 31 条は準用されていませんので、この点については妥当な記述といえます。また、選挙の無効を求める訴訟において、判例（最大判昭51.4.14）では、衆議院議員選挙において全体として憲法違反であることを認めつつも、選挙の効力については、これを無効としても、違憲状態が是正されるわけではなく、かえって憲法の所期しない結果を生ずるとし、これを回避するために、行政事件訴訟法31条に定める事情判決の法理を、一般的な法の基本原則に基づくものと解して適用している。したがって、選挙の無効訴訟において事情判決と同様の判決がなされた例はあるといえ、この点も妥当な記述ということになります。

しかし、設問前段が妥当ではない以上、本肢は妥当でない肢となります。

以上となります。

※予想解答になりますので、本試験での正解を保証するものではありません。